



いつでも どこでも 信用される 公正証書

ご存じですか 公 証 制 度

10月1日（土）から10月7日（金）は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書（公正証書）を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。

公正証書には次のような利点があります。



1. 公正証書は国の機関に準ずる公証人が作成する文書ですので、裁判その他の面できわめて強い証拠力が求められています。



2. 公正証書の内容についての秘密は厳守され、原本は公証役場の書庫に厳重に保管されますので、紛失および改ざんの心配はありません。



3. 金銭の支払契約で強制執行の条項を設けている場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行をすることができます。つまり、相手が支払の約束に違反した場合には、訴訟を起こすことなく相手方の動産・不動産・給料など各種の財産を差押え、債権を取り立てることができます。また、配当要求をすることもできます。



4. 遺言公正証書には自筆遺言証書と違い、遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認を受けることなく直ちに不動産登記など、記載の内容を実現する効力があります。これにより、遺産分割に際して各相続人間の争いを未然に防ぐことができます。また、遺言公正証書については、原本を電子情報化し、電子版として別途保存していますので、万一災害等によって原本が逸失した場合にも復元ができます。

無料公証相談 公証週間に限らず、土曜、日曜、祝日を除いて無料相談を行います。

①高知市会場高知合同公証役場

土曜、日曜、祝日を除く毎日

午前10時～午後0時および午後1時～午後5時

（電話相談もできます。）

場所：高知市本町1丁目1番3号

朝日生命高知本町ビル3階

駐車場：トーエイパーキング

☎088-823-8601 ☎088-872-4764

②四万十市会場で中村公証役場

土曜、日曜、祝日を除く毎日

午前9時～午後0時および午後1時～午後5時

場所：四万十市中村大橋通6丁目3番7号

第1とらやビル4階

駐車場：吉井病院西隣 NO, 37, 38

☎0880-34-1728 ☎0880-34-9766（FAX専用）



クールチョイス

-COOL CHOICE-



脱炭素社会の実現の為、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
節水・節電でCO₂削減と水道代・電気代の節約、環境と家計に優しい生活を続けましょう！

10月1日は
浄化槽の日

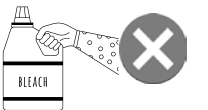
浄化槽の正しい使い方と維持管理

昭和60年10月1日に浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が全面施行されました。これを記念して、昭和62年から、毎年10月1日は「浄化槽の日」と制定されました。この日をきっかけとし、家庭の浄化槽について考えてみましょう。

浄化槽の正しい使い方

✓ 塩素系の洗剤（漂白剤など）は、多量に流さない

→ 多量に流すと浄化槽内の微生物が減り、臭いや水質の悪化の原因となります。



✓ 水に溶けないものは流さない

→ おむつやたばこ、ティッシュペーパーなどを流すと、配管が詰まったり、清掃の回数が多くなったりします。



✓ 動植物系の油や食べ残しを流さない

→ 油や食べ残しは浄化槽に大きな負荷がかかりますので、燃えるごみへ出してください。



適正な維持管理

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をきちんと行いましょう。

✓ 保守点検

→ 定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。

✓ 清掃

→ 年1回以上の実施が義務付けられています。町の許可を受けた業者に依頼しましょう。

✓ 法定検査

→ 浄化槽の機能が十分発揮されているかを確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。



指定検査機関 >>> 高知県環境検査センター ☎088-860-2400

✓ 浄化槽の放流先

→ 浄化槽を設置する際、放流水の放流先について、法的には同意書の添付は必要ありませんが、集落内でトラブルの原因とならないよう設置者において事前に水路の管理者等にご確認をお願いします。

浄化槽は、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水とし尿をあわせたものを、微生物の働きを利用して処理します。正しい使い方と適正な維持管理がなされないと本来の浄化機能を十分に発揮することができません。上記のことに気を付けて、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

[お問い合わせ先] 環境水道課 ☎22-3119

急募

水道検針員募集【窪川地域】

窪川地域の水道検針をしていただける方を募集いたします。

募集は、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方でシルバー人材センターの会員になる方
水道検針と入会手続きと問い合わせは、シルバーセンター事務所までお願いします。

会員募集！



■いつでもお気軽にお問い合わせください。

（公社）四万十町シルバー人材センター
四万十町香月が丘4番20号（ふるさと未来館内）
☎29-6021